

(案)

## 通所バス運行管理業務及び日常清掃業務委託契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が管理運営する、児童発達支援センター「みつばすみれ学園」・障害者福祉サービス事業所「すずらん」に通所する者、これらの者の保護者及び付き添い人の輸送等を行う通所バス運行管理業務、並びに社会福祉法人朝霞地区福祉会複合施設（みつばすみれ学園とすずらん）における日常清掃業務（以下「委託業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(契約期間)

第2条 業務委託の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、収入支出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する場合がある。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除する。

(通所バス運行管理業務の実施方法)

第4条 通所バス運行管理業務は、本契約書附属の通所バス運行管理業務仕様書等に定めるところにより実施するものとする。

2 乙は、通所バス運行管理業務を行うに当たり、甲の指示又は要請が安全運行上支障があると認めるときは、甲に対し、理由を付してその改善を求めることができる。

(管理車両)

第5条 甲は、次の車両を、乙に無償で使用させるものとする。

・日野リエッセII	リフトなし中型バス（29人乗り）	1台
・三菱ローザ	リフト付きマイクロバス（21人乗り。うち、車椅子4人）	1台
・日野メルファ	リフト付き中型バス（32人乗り。うち、車椅子4人）	1台
・日産シビリアン	リフト付きマイクロバス（24人乗り。うち、車椅子4人）	1台
・日産キャラバン	リフト付き乗用バン（10人乗り。うち、車椅子2人）	1台

2 乙は、前項により使用する車両（以下「管理車両」という。）を、乙の責任において、良好に管理し、使用しなければならない。

3 甲は、乙が、前項により行った燃料の給油及び修理等に要した経費を委託料とは別に実績に応じて支払うものとする。ただし、乙の責に帰する原因によって生じた修理等は、乙が支払うものとする。

(日常清掃業務の実施方法)

第6条 日常清掃業務は、本契約書附属の日常清掃業務仕様書等に定めるところにより実施するものとする。

(器具等の使用)

第7条 甲は、委託業務の実施上必要な器具等を、乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項により使用する器具等を、乙の責任において、良好に管理し、使用しなければならない。

(現場責任者の設置)

第8条 乙は、甲との連絡・調整を円滑に行うため、現場責任者(1人)を定め、甲に通知するものとする。

(業務委託料)

第9条 業務委託料は次に掲げる金額とする。

委託金額	金	円
(消費税額及び地方消費税額)		円を含む)

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

- ・令和3年度 金 円  
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)
- ・平成4年度 金 円  
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)
- ・平成5年度 金 円  
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)

2 委託料には、自動車任意保険(車両、対人、対物、搭乗者傷害)の保険料を含むものとする。

3 前1項の「消費税額及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。なお、この契約の締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合には、業務委託料に相当額を加減して支払う。

(委託料の支払い)

第10条 委託料の支払いは月割りとし(別紙分割表)、乙は委託業務が完了した月の分を、該当月の翌月10日までに請求書を提出するものとする。

2 甲は、特別の事由がない限り、前項の請求書を受理・照合後、該当月の翌月末日までに所定の委託料を乙に支払うものとする。

(安全の確保)

第11条 乙は、この契約による利用者が心身及び知的に障害のある者であることを十分理解し、その安全の確保について、万全の注意と措置をするものとする。

(事故の責任)

第12条 乙は、この契約による乙の責任に係わる管理車両の交通事故等については、乙の責任において処理するものとする。

2 乙は、自動車任意保険(車両、対人、対物、搭乗者傷害)に加入するものとする。

(委任又は下請負の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで契約業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若し

くは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) この契約の締結又は履行に当たり不正な行動をしたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 前各号のほか、この契約の条項、又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたとき、又は委託業務に関し自己の責に帰すべき事由により甲の所有する車両、建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに原状回復を行うとともに、損害賠償が必要とされるときは、損害賠償を行わなければならない。

(過怠金)

第17条 乙において契約履行不実があったときには、甲は乙に対し委託料を支払う際に、履行不実の程度に応じ、その事実の生じた月分の支払予定額の一部又は全部の金額を過怠金として控除することができる。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、本契約書付属の個人情報取扱特記事項に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(乙の業務従事者の損害に対する措置)

第19条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、責任をもって措置するものとし、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第20条 乙は、業務委託従事者に関して、労働基準法等労務関係法令上発生する一切の責任を負わなければならない。

(定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、甲、乙、協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 3年 4月 1日

埼玉県志木市下宗岡 1-23-1

甲 社会福祉法人朝霞地区福祉会  
理事長 金子 憲彦

乙